

令和4年度県営林整備事業プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

県営林整備事業

(2) 事業の目的

県営林を活用して事業体が森林整備事業の事業量を継続的に確保することにより、就労の場の提供と安定的な木材の供給を目的とする。

(3) 事業内容

- ① 指定する県営林において、「森の工場」を設立することを目指し、当県営林を含む集約化団地を形成し、市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成と立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施策を実施すること。
(間伐対象木は劣勢木を優先することとする。ただし、列状間伐を行う場合については特に定めない。)
- ② 指定する県営林を市町村森林整備計画に基づき、作業路網その他の施設の整備を実施すること。
- ③ 造林事業補助金交付申請、受領及び精算に係る業務に関すること。
- ④ 森林の現状把握を随時行うとともに、県以外の者が所有する森林との境界の巡視を行うこと。また、異常を発見し必要な処置を行ったときは、速やかに県に報告すること。
- ⑤ ①、②において伐採した木竹のうち販売価格が搬出経費を上回ると見込まれるものは市場等まで搬出し、事業実施期間を通じて県負担金額以上の収益を図る。

(4) 提案事項

指定する県営林を含む団地における作業道開設を含めた森林整備計画。

県では、スマート林業の推進に取り組んでおり、提案にあたっては、施業地の集約や原木生産の効率化・省力化のため、森林クラウド等のデータを積極的に活用すること。

(5) 期間

事業実施期間はおおむね5カ年間（最長令和10年3月31日まで）とする。

また、別途、森づくり推進課と事業実施主体との間で調整を行う。

2 見積限度額

(単位：千円)

No	県営林名	市町村名	見積限度額 (県負担金)	参考事業費
1	道ヶ谷県有林 (1から3林班)	四万十市	43,000	66,846

(注) 消費税及び地方消費税額を含む。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和4年度県営林整備事業プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

企画提案者（以下「提案者」という。）の募集は、別途定める募集要領のとおりとし、関係業界団体に通知するとともに、森づくり推進課ホームページ等へ掲載し広報を行います。

森づくり推進課 [<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/>]

6 事業実施主体の決定方法

- (1) 提出された企画提案書と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。
- (2) 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、協定の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。
- (3) 事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。
- (4) 選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「協議等」という。）を行います。
- (5) この協議等が整ったときには、協定の手続きを行います。
- (6) 協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行います。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿（森林整備）に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げている排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (7) 作業道の開設及び森林整備（収入間伐等）事業を同一の事業体（共同体）において実施できる技術及び能力を有するものであること。
- (8) 地域経済への事業効果拡大を図るために、高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。

8 説明会

事業説明会及び現地説明

県営林名	市町村	事業説明会	現地説明
道ヶ谷県有林 (1から3林班)	四万十市	日 時：令和4年8月5日（金） 10:30～12:00 会 場：幡多総合庁舎 2階会議室 所在地：四万十市中村山手通 19	令和4年8月5日（金） 15:00～17:00

9 質疑と回答

質疑は令和4年8月29日（月）午後5時15分までに別紙様式－3により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和4年9月5日（月）までにホームページに掲載します。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式－1）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。

申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書	A 4	1部
2	競争入札参加資格（物品購入等関係） 決定通知書の写し	A 4	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和4年8月17日（水）午後5時15分（必着）

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当（小笠原、塩見）

電話番号 088-821-4814

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部森づくり推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年8月24日（水）までに申込者へ電話、文書、電子メール等にて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「令和4年度県営林整備事業プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「令和4年度県営林整備事業プロポーザル審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、令和4年10月21日（金）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

14 日程

令和4年	7月15日（金）	公告（募集開始）
令和4年	8月5日（金）	事業説明会
令和4年	8月17日（水）	参加申込及び資格確認書類提出締切
令和4年	9月22日（木）	企画提案書の提出締切
令和4年	10月14日（金）	審査委員会
令和4年	10月21日（金）	審査結果通知（発送予定日）

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-2により提出してください。
開示・非開示の判断は別紙様式-2に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 問合せ先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当（小笠原、塩見）
電話番号 088-821-4814

17 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

所在地 _____
事業者名 _____
代表者名 _____

令和4年度県営林整備事業プロポーザル募集要領に基づき、令和4年度県営林整備事業に関する下記の県営林のプロポーザルに参加を申し込みます。

記

県営林名 : _____

連絡先
担当者 _____
電 話 _____
F A X _____
E-mail _____

高知県知事 濱田 省司 あて

所在地
事業者名
代表者名

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。

令和4年度県営林整備事業プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E-mail _____

質疑内容

提出期限：令和4年8月29日（月）午後5時15分
提出先：高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当
担当 小笠原・塩見
F A X : 088-821-4576